独立保証

D

インデックス

査用インデックス

知的財産の保護と権利活用 102-12,102-15,103-1,103-2,103-3 花王のアプローチ

花王のアプローチ

花王では、「知的財産(知財)を通じた事業と社会への貢献 | を実現すべく、知的財産部と各研究所との協働により研究開発成果の保 護と権利活用に取り組んでいます。

社会的課題と花王が提供する価値

認識している社会的課題

"よきモノづくり"を通じてつくりだされた技術を、 産業の発展と社会への貢献のために活用するためには、 知的財産の確保と適切な行使が必要です。アジア地域 を中心とした模倣品の増加や、特許権を不当に行使し てライセンス料や高額な和解金を得ようとする、いわ ゆる特許トロールなどが社会問題になっています。

花王が提供する価値

花王は、製品開発研究および基盤技術研究へのこだ わりを通じ、本質の追究によって産業と公益に資する 価値を生み出し、知的財産として資産化しています。 また、花王(株)および国内外グループ会社での一体と なった知財活動により、グローバルな貢献を果たします。 また、技術契約により、知財戦略に基づくオープンイノ ベーションの加速を担保します。

「2030年のありたい姿」の実現に関わるリスク

産業と公益性につながる技術開発が知的財産として 確保できない場合、継続的な製品開発に困難が生じ、め ざす会社を実現するためのリスクとなります。また、 品質が劣る模倣品の発生は、消費者の製品価値への期 待を損なうというリスクとなり、知的財産の確保と適 切な権利の行使が必要です。

「2030年のありたい姿」の実現に関わる機会

製品開発および基盤技術において取得した知的財産 権を自社製品に活かすだけでなく、オープンイノベー ションとして開放することで、広く産業や社会に貢献 する機会を得ます。

貢献するSDGs











方針

花王では、研究開発の成果やブランド等の象徴とし て考え出したネーミングを、特許権、意匠権、商標権な どの「産業財産権」として確保し、事業活動を推進して います。

アジア・米州・欧州でも積極的な権利取得を進め、国 内外共に他社による権利の侵害があった場合は、法令 に則り厳正に対処しています。近年は、アジア地域を中 心とした模倣品対策にも注力しています。

一方で、研究開発の初期段階から他社の産業財産権 を侵害しないように開発を進める、新製品の発売前に 再度、他社特許等を確認し、必要に応じて対応するなど、 他社の権利を尊重し、侵害しないしくみをグローバル で強化しています。

また、オープンイノベーションの推進により、知的財 産の活用を弾力的に行ないます。

独立保証

報告書

T C

D

インデッ

調査用インデックス

知的財産の保護と権利活用 103-1,103-2,103-3,404-2 花王のアプローチ

体制

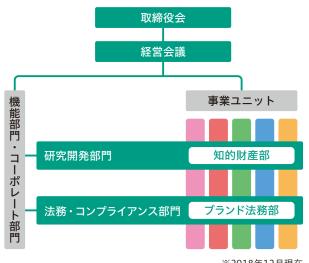
研究開発部門の知的財産部と法務・コンプライアン ス部門のブランド法務部とが両輪となって、事業分野 の知的財産権を横断的に管理しています。

技術開発力の観点から企業価値の指標となる特許権 および技術に基づく意匠権については、知的財産部が 中心となり、幅広い分野で戦略的出願を進めています。 責任者は研究統括(専務取締役)です。

デザインに基づく意匠権および商標権については、 ブランド法務部が事業部門と密接に協力し、費用対効 果を勘案しながら出願や管理を担当しています。責任 者は法務・コンプライアンス部門統括(執行役員)です。

重要案件については、知的財産部とブランド法務部 が経営会議に提案・審議し、必要に応じて取締役会にて 審議します。特許報奨にかかる有用な特許は、年1回、 経営会議にて報告・審議を行ないます。

産業財産権管理体制



※2018年12月現在

教育と浸透

研究員向けに、経験年数・役割などに応じたきめ細か い知財教育プログラムを用意し、継続的に改善を加え ています。2018年にはのべ約750人の研究員が知財教 育プログラムに参加しました。

また、教育効率の向上のためにeラーニングを活用し ており、アジア・米州・欧州の研究員には知財教育のツー ルとしてオンライン学習を取り入れています。

その結果、研究員がより主体的に技術の知財化や知 財ポートフォリオの構築を意識するようになっています。

ステークホルダーとの協働

知財行政の最新動向を把握するため、日本国特許庁、 欧州特許庁、および新興国の管理職と直接対話の機会 を持っています。2018年は、日本国特許庁との意見交 換を行ないました。

また、グローバルな知財実務の理解を深めるため、主 要国・地域(欧州・米州・中国・韓国・台湾)および複数の 新興国の特許代理人と直接対話の機会を持っています。

インデックス

調査用インデックス

知的財産の保護と権利活用 103-1,103-2,103-3 花玉のアプローチ

中長期目標と実績

中長期目標

- ・量と質との両面で最適化された自社特許ポートフォ リオを構築し続け、多様な商品価値を生みうる本質 研究成果を、グローバルに、カテゴリーを越えて戦略 的に活用できる体制を構築します。
- ・第三者との知財トラブルの発生防止を、効果的・効率 的に担保します。



コスト低減あるいは収益拡大

多くの製品を展開する花王では、本質研究の成果を 多分野の製品開発に広く応用できるため、適切な知財 保護により研究開発の効率化を促進し、ひいては製品 の収益拡大につなげることが可能となります。

社会に及ぼす効果

生み出した発明を公開することで技術の発展に貢献す るのみならず、公益的な技術は開放(下記参照)して公 共に資しています。



2018年の実績

実績

積極的な発明発掘により、2018年の新規特許 出願は前年度同様の高水準を保っています。実施 許諾による特許ライセンス収入も、前年度同様の 高水準となりました。

実績に対する考察

譲渡により取得した知的財産についてもポー トフォリオの構築を進め、グローバルな活用を進 めています。

開放した技術の例:シャンプーボトルのきざみ

花王は、1991年より、ギザギザ状の「きざみ」をシャン プーボトルの側面につけています。これは、目の不自由な 人だけでなく、健常者の方が目をつぶって髪を洗う時も、 触っただけでリンスと区別できるようにしたものです。

花王は、シャンプー容器のきざみが、業界で統一されて いないと消費者が混乱してしまうと考え、実用新案の申 請を取り下げ、業界統一のものとなるよう日本化粧品工 業連合会を通じて業界各社に働きかけました。その結果、 業界各社の賛同を得て、現在ではほとんどのシャンプー に「きざみ」がつくようになり、日本主導の国際規格にな りました。(ISO 11156: 2011)



1991年開発当初のきざみ



独立保証

D

インデックス

調査用インデッ

知的財産の保護と権利活用 102-15 具体的な取り組み

具体的な取り組み

他企業との知的財産問題への対応

特許などの知的財産権を重要な経営資源と位置づけ、 効果的かつ戦略的な活用に努めています。また、他企 業との知財問題については、可能な範囲で話し合いに よる解決に努め、必要により特許ライセンス契約によ る解決を行なっています。

職務発明の報奨

職務発明についての報奨制度は、自社研究員に対し て、事業に貢献した重要な発明の創出をたたえ、さらな る発明活動へのモチベーションとする観点から重視し ています。報奨の内容は、自社で実施して優れた成果を 上げた特許等について与えられる社内実施報奨と、第 三者にライセンス供与することで大きな収入が得られ た特許等について与えられるライセンス収入報奨から なります。

2018年も発明の社内実施およびライセンス収入に基 づく報奨を行ない、花王(株)として制度開始以来19年 連続で社内実施およびライセンス収入についての報奨 実施を行ないました。報奨授与の式典では毎年、対象発 明者に対して社長自ら感謝と激励の言葉をかけています。

なお、職務発明制度は国別に対応しており、アジア・ 米州・欧州におけるグループ会社での報奨制度の整備 も継続して進めました。

産業財産権管理の推進

グローバルでの研究開発の成果を適切な産業財産権 として確保することは、"よきモノづくり"をグローバ ルに実現し、現地の生活者・顧客のニーズに応えるため の重要なステップと考えています。そのため、各国の研 究員の知財教育をはじめとする知財活動の支援に注力 するとともに、花王(株)および国内外グループ会社の 知財担当者間の交流と相互啓発の場を積極的に設け、 また共同で仕事を進めるしくみを取り入れています。

グループ会社の増加および各国での発明活動の活発 化に伴い、より緊密に各国と連携しつつ知財活動を進 めています。2018年には、日本以外では6カ国のグルー プ会社から新たな特許出願が多数ありました。

新興国での模倣品問題への対応

新興国での事業展開においては、現地で受け入れら れる製品ほど、模倣品が急速に広まるリスクがあり、模 倣品の実態を把握し適切な対策をとることが重要な課 題となります。模倣品の中には安全性が懸念される製 品もあり、そのような場合、模倣対象となった花王製品 のブランド価値を保護するだけでなく、現地の生活者 の健康や安全を守るうえでも、対策が急がれます。

特に、日本と比べて知財関連訴訟の件数が多く、訴訟 社会ともいわれる中国においては、模倣品問題の解決 のために訴訟によって毅然とした態度をとることも必 要です。

また、模倣品の国内輸入を防止するため、税関の真偽 識別研修に講師として参加し、模倣品を識別するポイン トを税関職員に伝えるなど、輸入される模倣品の摘発 (いわゆる水際対策)にも積極的に取り組んでいます。

編集方針

独立保証

OSI

D

インデックス

調査用インデックス

知的財産の保護と権利活用 102-15 具体的な取り組み

商標、意匠の管理

花王(株)では、商標権と意匠権(意匠権の一部は知的 財産部)については、法務・コンプライアンス部門に属 するブランド法務部が担当しています。新規のネーミン グやデザインについて、他社の権利を侵害しないよう 事前調査を十分に行なうとともに、当社のブランド価 値を守るため、より広い権利の確保に努めています。

特に商標業務の機能は事業部門との連携が重要です。 そのため、花王(株)本社のほか欧米3カ所に拠点を置き、 事業部門との円滑なコミュニケーションをグローバル に図っています。また、開発スケジュールに従いタイム リーにネーミングを決定できるよう、ネーミング創作 の開始から商標出願、決定に至るまでの全体スケジュー ルの立案と進捗の管理も行なっています。

近年増加する模倣品に対しては、ECサイトなど市場 の監視を強化するとともに、行政当局やECサイト運営 者、業界各社との連携を図り、早期に排除する体制を整 えています。



異業種・異分野との連携によって 実現したイノベーション"レインボー染料"

花王は富士フイルム株式会社との共同研究により、 独特の高精細な発色や自在な色彩表現を可能にし、毛 髪内部に浸透して抜けにくい非反応型染毛染料の開 発に成功しました。両社はこの染毛染料を"レインボー (Rainbow)染料"と名付けました。

この"レインボー染料"は、花王グループの日本と ドイツの研究チームが長年の毛髪研究を通して培っ てきた知見から生み出された毛髪制御技術と、富士フ イルムが写真感光材料の研究開発で長年培ってきた、 色鮮やかな発色を実現する染料の分子設計・合成技術 との融合によって実現したものです。さらに、染料設 計の権威である、ドイツのドレスデン工科大学のホー スト・ハルトマン教授にも協力いただきました。

奥行き感のある立体的な発色と、自在な色彩表現が 特長で、ヘアカラーリングによる自己表現の幅が広が ります。さらに、毛髪は染まりやすいのに皮膚は染ま りにくいという特性を持ち、高い持続性も実現してい ます。

花王グループでは今後、この染毛染料を活用した"レ インボー染料テクノロジー"を用いたサロン向けへ



アカラーリング製品を、 順次開発・展開していき ます。

酸化染料の色彩(上)と、レイン ボー染料の色彩(下)の比較

219